このたびは、通信機器産業健康保険組合（以下「当組合」といいます。）への加入をご検討いただき、ありがとうございます。
当組合は、昭和48年1月1日に公法人として認可・設立され、健康保険に関するすべての事業を行なっています。設立以来、健康づくりや疾病予防、保養施設などの保健事業や、病気やけが、出産などに対する付加給付など、「協会けんぽ」よりも充実した独自の事業を積極的に実施し、加入員の皆様をサポートしています。
一方で、このような事業を安定的に行うため、標準報酬月額の決定や改定、被扶養者認定、傷病手当金を始めとした現金給付の支給決定に関しては、「協会けんぽ」に比べて、厳正な審査・調査を実施しています。
当組合へ加入申請の際には、「組合編入に関するQ＆A（よくある質問）」をご一読いただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
ご不明な点等ございましたら調査課（TEL：03-3242-5302）までお問い合わせください。

組合編入に関するQ&A（よくある質問）

1　当組合に加入するメリット

項番	質問	回答
1	当組合に加入するメリットを教えてください。	1　健康保険料率が「協会けんぽ」に比べて低く、保険料の負担が軽減されます。 年間保険料の比較について 2　疾病予防対策が充実します。 健診・健康相談について 3　福利厚生が充実します。 保養施設・スポーツについて 4　組合独自の付加給付がプラスされます。 給付内容の比較について

2　加入までの流れについて

項番	質問	回答
1	加入までの流れを教えてください。	「加入までの流れ」を参照してください。 事業所概況届の提出から加入まで4か月ほど要します。 加入までの流れについて

3　加入に関する審査について

項番	質問	回答
1	どのような審査が行われますか。	ご提出いただく書類に基づき総合的に判断の上、審査いたします。 具体的には、業種・被保険者および被扶養者の人数・年齢・報酬月額・賞与・保険料納付実績・貸借対照表・損益計算書などです。 審査結果は、概ね1か月後に電話でご連絡いたします。 ご提出いただく書類はこちら
2	業種の制限はありますか。	業種の制限は以下のとおりです。 登記簿謄本の目的欄に、次のいずれかの内容を含む記載がある事業所が加入できます。 （1）情報通信システム及び情報通信ネットワークに関わるソフトウェア、システム及び機器（給電・電源機器等を含む）、同部品の研究開発（利用技術を含む）、製造、販売、サービス提供、リース・レンタル、保守・運用管理及び電気供給を主たる業とする事業所 （2）電気通信事業法第2条に規定する電気通信、電気通信設備、電気通信役務及び電気通信事業を主たる業とする事業所 加入できる事業所について
3	事業所の所在地に制限はありますか。	ありません。全国の都道府県が対象です。
4	被保険者は何名から審査対象となりますか。	10名以上が審査対象です。
5	年齢・平均標準報酬・賞与・扶養率などの基準はありますか。	基準は設けていません。 参考として、令和5年度の当組合の状況は以下のとおりです。 ・平均年齢　40.7歳 ・平均標準報酬　391,320円 ・賞与　2.4か月/年 ・扶養率　61% です。 直近のデータはこちら

3　加入に関する審査について

項番	質問	回答
6	保険料納付に滞納や遅延があります。 審査対象となりますか。	審査対象となりますが、保険料は、毎月納付期限内に納付されていることが必須です。
7	決算3期のうち、営業利益が赤字となっている期があります。審査対象となりますか。	審査対象となりますが、加入の可否については、提出いただいた関係書類を精査の上、総合的に判断させていただきます。
8	決算3期のうち、債務超過となっている期があります。 審査対象となりますか。	審査対象となりますが、加入の可否については、提出いただいた関係書類を精査の上、総合的に判断させていただきます。
9	事業所を設立間もなく、3期分の決算書を提出することができません。	決算書は用意できる範囲で提出してください。 なお、事業期間が1年未満の場合（決算書が1年分に満たない場合）は、審査対象となりません。
10	保険料はインターネットバンキングで納付しているため、領収書が添付できません。 代用できるものはありますか。	社会保険料納入確認書で代用可能です。 日本年金機構のホームページに申請用紙が準備されていますので、「未納の有無を確認する場合」の書類、「各月の納入額内訳を確認する場合」の書類、いずれも取り寄せてください。 日本年金機構HP　申請書一覧
11	当組合に加入するにあたり、事業所で「年金事務所」や「協会けんぽ」へ手続きを行う必要はありますか。	特にありません。 「年金事務所」や「協会けんぽ」の引継ぎは当組合が行います。 なお、当組合への手続きに関しては、その都度、ご案内いたします。

4　加入後の実務、適用・給付等について

項番	質問	回答
1	加入後の届出はどのように行えばよいですか。	加入後の届出は、健康保険分と厚生年金保険分の届出が別々になります。 例えば、被保険者資格取得届を提出するときは、健康保険分は当組合へ、厚生年金保険分は管轄の年金事務所又は事務センターへ、届け出る必要があります。
2	「協会けんぽ」から交付されている保険証や資格確認書はどのようにすればよいですか。	事業所で取りまとめのうえ、加入していた「協会けんぽ」へ速やかにご返却ください。
3	各種届出について、電子申請はできますか。	一部の届出を除き、電子申請可能です。 当組合独自のオンラインストレージを用いた届出や、マイナポータルによる届出が可能です。
4	標準報酬月額の決定や改定について教えてください。	標準報酬月額は、保険料徴収や保険給付の基礎となる重要なものです。 決定や改定のときには、賃金台帳や出勤簿などの写しを求めることがあります。 特に、等級が下がる随時改定（月額変更届）のときは、賃金台帳の写しを添付していただきます。
5	被扶養者認定について教えてください。	被扶養者認定を行うときは、各種証明書類や添付書類を求めており、厳正な審査を実施しています。 また、被扶養者資格の再確認は、健康保険法施行規則第50条に基づき毎年実施しており、協会けんぽで認定されていた被扶養者が削除になるケースもあります。 当組合にご加入前に、被扶養者資格を有しているかご確認いただき、認定基準外の場合には、事前に削除をしてください。 家族の加入について

4 加入後の実務、適用・給付等について

項番	質問	回答
6	現金給付の支給決定について教えてください。	各種現金給付の支給決定は、必要に応じて、賃金台帳や出勤簿などの写しを求めることがあります。また、場合によっては、追加書類をご提出いただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。 なお、当組合では、高額療養費や付加給付金、出産育児一時金付加金の支給申請書を自動作成のうえ該当者に配付しています。「協会けんぽ」と異なり、請求漏れが起こらないような取組みも行っています。
7	健保組合のイベントについて教えてください。	令和5年度は以下のイベントを実施しました。 ・ファミリーハイク(ユニバーサルスタジオジャパンで実施) ・WEBウオーキング大会 ・春の味覚狩り体験(いちご狩り　埼玉県/越谷市) ・秋の味覚狩り体験(芋ほり　埼玉県/川越市) 組合行事について